

第1章 地震防災対策アクションプログラム（地域防災課）

1 現 況

南海トラフ沿いの3つの領域（東海・東南海・南海）では、約90年から150年周期で繰り返す津波を伴う地震が発生しており、南海トラフの震源域に近い和歌山県は、これまで地震・津波により大きな被害を受けている。南海トラフでは、今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率は70%～80%と見込まれている。

また、東海・東南海・南海地震の震源域より、さらに広域の震源域で地震が連動した場合の最大クラスの地震想定も公表されている。実際に発生したことを示す記録は見つかっておらず、発生頻度は極めて低いが、仮に発生すれば極めて甚大な被害が予想される。

さらに、県北部を横断する中央構造線断層帯は二区間に分かれており、今後30年以内に根来区間においてはマグニチュード7.2程度の地震が発生すると推定され、その確率は0.008%～0.3%とやや可能性の高い「Aランク」に分類されている。五条谷区間においてはマグニチュード7.3程度の地震が発生すると推定され、その確率は不明である「Xランク」に分類されている。

2 計画方針

町においては、南海トラフ巨大地震など大規模災害に事前に備え、災害発生時に迅速適切な対策を実施し、被害を最小限にすることを目的として、今後町が取り組むべき施策を体系化した行動計画を策定し、総合的な地震防災対策を推進する。

そして、県・町・防災関係機関及び住民が一体となって、総合的な防災対策の推進を住民運動として展開する。

3 計画内容の概要

（1）基本理念

災害に強い安全で安心なまちづくりを目指す。

（2）減災目標

今後10年間で南海トラフ沿いで発生する大規模な地震による

①人的被害の軽減に関し、想定される死者数を概ね8割減少させること

②物的被害の軽減に関し、想定される建築物の全壊棟数を概ね5割減少させることを減災目標とする。

（3）予防・応急対策・復興の3つの目標

ア 大地震に確実に備える。

（備えとしての予防対策を確実に実施する。）

イ 災害発生時に迅速適切な対策を実施する。

（発災時に的確な応急対応を実施するため今から体制を整えておく。）

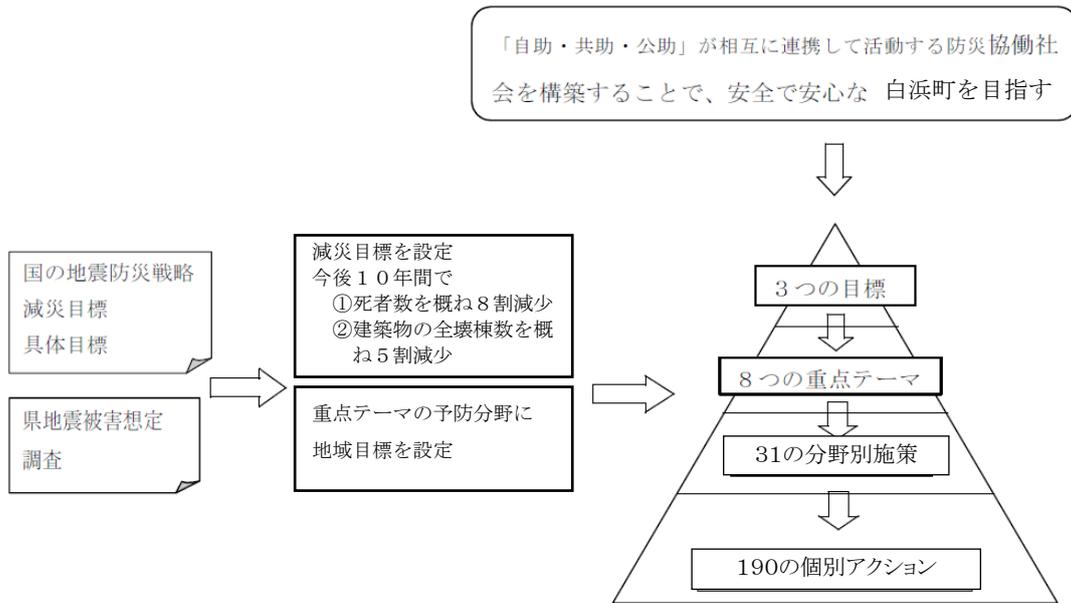
ウ 復興を進め安全で安定した生活を再建する。

（復興をスムーズに進めるため、今からできるものを準備しておく。）

(4) 目標重点テーマ

- ア 津波対策の推進
- イ 耐震化と災害に強いまちづくりの推進
- ウ 防災意識の普及推進
- エ 地域の防災体制づくりの推進
- オ 行政の防災体制の強化推進
- カ 災害応急対策の整備推進
- キ 被災後の生活支援体制の充実
- ク 迅速確実な町民生活の再建復興の推進

地震防災対策アクションプログラム体系図



地震防災対策アクションプログラム体系図

4 町地震防災対策アクションプログラムの推進

国の地震防災戦略及び和歌山県地震防災対策アクションプログラムを推進するため、白浜町においても、地震防災対策アクションプログラムの各アクションを実施するとともに、見直しを適宜行う。

第2章 地震防災施設緊急整備計画（地域防災課）

1 計画方針

県では、地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)に基づき、地震による災害から県民の生命、身体及び財産を保護するため、平成8年度に「地震防災緊急事業五箇年計画」を、平成13年度に「第2次地震防災緊急事業五箇年計画」を、平成17年度に「第3次地震防災緊急事業五箇年計画」を、平成23年度に「第4次地震防災緊急事業五箇年計画」を策定し、地震防災対策上、整備の緊急性の高い箇所・施設について整備を進めてきた。

さらに、平成28年3月に地震防災対策特別措置法が改正されたことから、平成28年度に「第5次地震防災緊急事業五箇年計画」を策定し、「第4次地震防災緊急事業五箇年計画」の未実施箇所や社会状況の変化によって新たに発生した整備の緊急性が高い箇所・施設について整備を進め、令和3年度に「第6次地震防災緊急事業五箇年計画」を策定し、今後も計画的に整備を進めていくこととしている。

町においても、県計画に沿って、計画的に整備を進めていくものとする。

2 事業計画

県の事業計画は以下のとおりである。町においても、必要な事業を実施していくものとする。

(1) 「第6次地震防災緊急事業五箇年計画」計画年度

令和3年度から令和7年度までの五箇年

(2) 「第6次地震防災緊急事業五箇年計画」対象事業

ア 避難路

都市部においては、市町村が地域防災計画に位置づけた広域避難地へ連絡する都市計画道路の整備を進め、中山間部においては、集落を結ぶ道路における避難地への緊急道路の整備を進める。

イ 消防用施設

地震発生時に起こることが予想される同時多発火災に備えるため、消防水利の整備及び消防車両の整備を進める。

ウ 消防活動用道路

都市内の住宅密集地区において、道路幅員が6m未満で消防自動車の通行に支障となる消防活動困難地域を解消するため、都市計画道路整備を進める。

エ 緊急輸送道路

地震発生後の緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な緊急輸送道路の整備を進めるとともに、これらの緊急輸送道路に架かる橋梁やのり面の整備を進め、安全度を向上させる。

オ 緊急輸送交通管制施設

地震発生後の停電に伴う交通事故や交通混乱を防止し、緊急輸送道路を迅速に確保するため、各種緊急輸送交通管制施設の整備を進める。

カ 緊急輸送港湾施設

地震発生後に道路輸送が困難となることが予想される地域における緊急輸送が海上輸送となることを考慮し、耐震性を強化した防波堤や岸壁等の港湾施設の整備を進める。

キ 緊急輸送漁港施設

地震発生時、基幹道路が不通となった場合に備え、海上輸送の基地として選定した防災拠点漁港における耐震岸壁の整備を進める。

ク 共同溝等

安全で快適な通行空間を確保するため、幹線道路や緊急輸送道路における電線の地中化を進める。

ケ 医療機関

災害対応の初動期における救急医療体制を確保するため、災害拠点病院や災害支援病院をはじめ、公的医療機関や二次救急医療機関を中心に耐震化対策の整備を進める。

コ 社会福祉施設

昭和56年以前に建築された建物で、地震防災対策上、改築が必要とされる児童福祉施設、老人福祉施設、障がい者施設の耐震補強又は改築を進める。

カ 公立小中学校等の校舎・屋内運動場

学校施設は、地震発生時には児童生徒の安全が守られる施設として確保するとともに、また災害発生時には地域住民にとっての応急的な避難施設としての役割が求められるため、老朽化が進む施設について整備を進める。

シ 公的建造物

地震による倒壊の危険性が高い庁舎及び避難所を中心に公的建造物の耐震改修等を進めていく。

ス 海岸保全施設

「津波から『逃げ切る！』支援対策プログラム」に記載されている3連動地震の津波対策として、効率的に安全性の向上が見込める重要箇所について、整備を進める。

セ 河川管理施設

津波避難困難地域や人口集中地区、想定氾濫区域内資産が多い河川を中心に、堤防の高上げや水門等の遠隔操作化を進める。

ソ 砂防設備

土石流危険渓流のうち、特に避難場所、防災拠点及び要配慮者利用施設等の公共施設に係る土石流危険渓流において重点的に砂防設備の整備を進める。

タ 保安施設

地震による山地災害対策として、復旧治山事業・予防治山事業・山地災害総合減災対策治山事業の3事業の整備を進める。

チ 地すべり防止施設

国交省所管の地すべり危険箇所を中心に、特に避難場所、防災拠点及び要配慮者利用施設等の公共施設に係る地すべり危険箇所において重点的に施設整備を進める。

ツ 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地崩壊箇所のうち、特に避難場所、防災拠点及び要配慮者利用施設等の公共施

設に係る急傾斜地崩壊箇所において重点的に施設整備を進める。

テ ため池

築造後からの老朽化及び人家、公共施設などの下流への影響を踏まえ、ため池の安全性及び機能向上を図る整備を進める。

ト 防災行政無線設備

老朽化の激しい地域に重点を置いて、更新整備を進める。

ナ 水・自家発電整備等

小・中学校等の水泳プールの水を有効利用するため、耐震性を確保するとともに、浄水機能を持つ浄水型水泳プールの整備を進める。

ニ 備蓄倉庫

地震等の災害に備えた非常用物資を備蓄するための備蓄倉庫の整備を進める。

又 老朽密集対策

地震による火災発生等に伴う保安上の危険を回避するため、老朽木造住宅が密集する市街地において、土地区画整理事業及び住宅市街地総合整備事業を実施する。

第3章 津波から「逃げ切る！」支援対策プログラム（地域防災課）

1 計画方針

県では、「東海・東南海・南海3連動地震（3連動地震）」及び「南海トラフ巨大地震（巨大地震）」の津波浸水想定を基に、地震発生から津波到達までに安全な場所への避難が困難な地域（津波避難困難地域）を抽出するとともに、津波から住民の命を救い、死者をゼロとするため、「津波から『逃げ切る！』支援対策プログラム」として、住民一人一人の避難を支援し、津波避難困難地域を解消するための対策を示している。

対策の方針として、まずは、約 90～150 年周期で発生すると想定されている3連動地震の津波対策を策定して、概ね 10 年で津波避難困難地域を解消し、津波避難困難地域以外についても、経済被害を抑え、早期の復旧・復興につなげるための対策を実施していくこととしている。

過去に発生した痕跡がなく、発生頻度は極めて低い巨大地震による津波避難困難地域への対策については、3連動地震の津波対策を実施し、今後の調査研究の進捗状況を見極めながら、津波避難困難地域を解消する対策の具体化について関係市町と協議を進めることとしている。

2 津波避難困難地域

- (1) 津波到達時間、避難開始時間、移動速度等の一定の条件に基づき、地域単位で避難先までの経路や距離を詳細に考慮して、津波到達時間までに浸水域外の高台や津波避難ビル等に避難することが困難な地域を、津波避難困難地域として抽出。
- (2) 津波避難困難地域の抽出は、3連動地震及び巨大地震の2つの地震について実施。

【津波避難困難地域の抽出方法】

- 平成 25 年 3 月公表の3連動地震及び巨大地震の津波浸水想定に基づき想定。
- 避難対象地域は、津波の想定浸水深が 30cm 以上の住居地域。
- 津波到達時間は、津波の想定浸水深が 1 cm となる時間。
- 避難開始時間は地震発生より5分後とする。
- 避難方法は徒歩とする。
- 道路に沿って移動し、移動速度は毎分 30m とする。
- 避難場所は、市町が指定する避難先(津波浸水地域外の避難施設若しくは広場、又は津波浸水地域内の津波避難タワー若しくは津波避難ビル等)。

3 東海・東南海・南海3連動地震（3連動地震）

本町においては、津波避難困難地域は存在しない。

4 南海トラフ巨大地震（巨大地震）

(1) 津波避難困難地域

本町においては、中、栄、富田、日置等の 11 地区（対象面積 83.2ha、対象人口 1,800

人)が津波避難困難地域として抽出されている。

(2) 津波対策

巨大地震は、実際に発生したことを示す記録が見つかっておらず、発生頻度は極めて低いものの、仮に発生すれば甚大な被害を及ぼすものであり、津波から「何としても逃げ切る」ための対策を実施する。

○津波避難困難地域の対策方針

まず3連動地震の津波対策を実施し、その対策だけでは津波避難困難地域の解消が困難な地域について、高台移転や複合避難ビル等建造物の整備などの地域改造も含めて市町において住民と相談して検討を行う。

その際、南海トラフ地震の発生メカニズム等の調査研究の進捗状況も見極めながら、必要な投資を適切に行うよう検討を進める。

○津波対策

紀南地域では、津波の到達時間が早く、3連動地震の津波対策（堤防整備等）を行うことにより、巨大地震の津波避難困難地域は一部減少するが、津波避難困難地域すべてを解消することは困難である。このため、地域改造を含めた以下の対策案について、関係市町と協議して今後策定していく。

特に、津波避難困難地域の解消には、①の地域改造の検討を進めることが必要であり、また、②～⑤の対策についても津波避難困難地域の解消に有効であるため、引き続き対策を進めていく。

なお、津波避難困難地域の抽出は、地震発生時から5分後に移動を開始することとしているが、津波到達時間が早い地域にあっては、より一層の早期避難を徹底する必要がある。

- ① 高台移転や複合避難ビル等建造物の整備等による地域改造
 - ・津波避難困難地域を解消し、全員の命を救うためには、市町と地域住民とが十分相談を行い、高台移転や複合避難ビル等建造物の整備等による地域改造を検討していくことが必要。
 - ・複合避難ビル等建造物の整備は、津波避難困難地域の解消対策に有効であるため、津波の到達時間が早いなど、特に条件が厳しい串本町、那智勝浦町、太地町等について、高層の県営住宅・市町営住宅等の整備を検討。
- ② 避難経路の詳細な設定・周知及び早期避難の徹底
- ③ 津波避難ビルの指定
- ④ 避難路・避難階段の整備
- ⑤ 津波避難施設の整備

5 基本的な津波対策

津波避難困難地域の抽出は、地震発生時から5分で全員が避難を開始することとしており、この前提が成立してはじめて上記3及び4の津波対策が効果を発揮する。

すべての町民の命を守ることにつながる基本的な地震津波対策として、以下の取組みを推進する。

(1) 早期避難の徹底

津波対策は、「すぐに逃げること」が基本であり、すべての町民の命を守るためには、津波浸水地域及びその周辺の住民の方全員が早期避難を徹底する。

・住民一人一人の避難対策の実施

津波避難困難地域の抽出を通じて、津波浸水地域の住民一人一人のどの避難経路を
通ってどこに避難できるかが確認できたところであり、抽出過程データを自主防災組
織での取組や住民の津波避難訓練等に活用。

・津波避難訓練への取組

津波から命を守るためには、「津波から逃げること」が最も重要であり、住民が積極
的に津波避難訓練に参加できるよう、継続性・発展性を持った訓練等の取組を推進。

(2) 条例を活用した避難路の確保

地震により倒壊した建築物等が避難を妨げず、安全かつ確実に津波からの避難が可能と
なるよう、「津波からの円滑な避難に係る避難路沿いの建築物等の制限に関する条例（平成
24年和歌山県条例第45号）」（津波避難路条例）に基づく特定避難路の指定を促進する。

(3) 耐震化、家具固定の促進

3連動地震では震度5強～震度7、巨大地震では震度6弱～震度7の地震が発生し、家
屋倒壊や火災による被害が生じるため、住宅の耐震診断・改修支援、大規模建築物の耐震
化及び家具固定の促進の取組等を一層推進する。

・住宅の耐震改修支援の充実……耐震改修の対象に非木造住宅を追加

・大規模建築物の耐震化促進

……宿泊施設や病院など大規模建築物の耐震診断や補強設計、耐震改修を支援

・防災教育の徹底による地域防災の担い手育成

……釜石の教訓を取り入れた防災教育や高校生防災スクールを実施

・家庭における家具等の転倒防止対策を重点的に促進

……出張！減災教室での家具固定の実演や、家具固定施工事業者の紹介により、家具固
定を支援